

北海道防災対策基本条例の概要

1 条例を制定したねらい（前文、第1章：第1条）

災害に強い地域社会の実現に資するよう、防災対策に関し、基本理念を定め、道民等及び道の責務を明らかにするとともに、道民等による防災対策の基本となる事項及び道の基本的な施策を定めることにより、道民等及び道の協働による防災対策を総合的に推進することとするため、この条例を制定しました。

2 条例の基本理念（第1章：第3条）

防災対策の推進を図る上での基本となる考え方（基本理念）は次のとおりです。これらの理念のもと、道民等による防災対策（第2章）、道の基本的な施策（第3章）を着実に実施します。

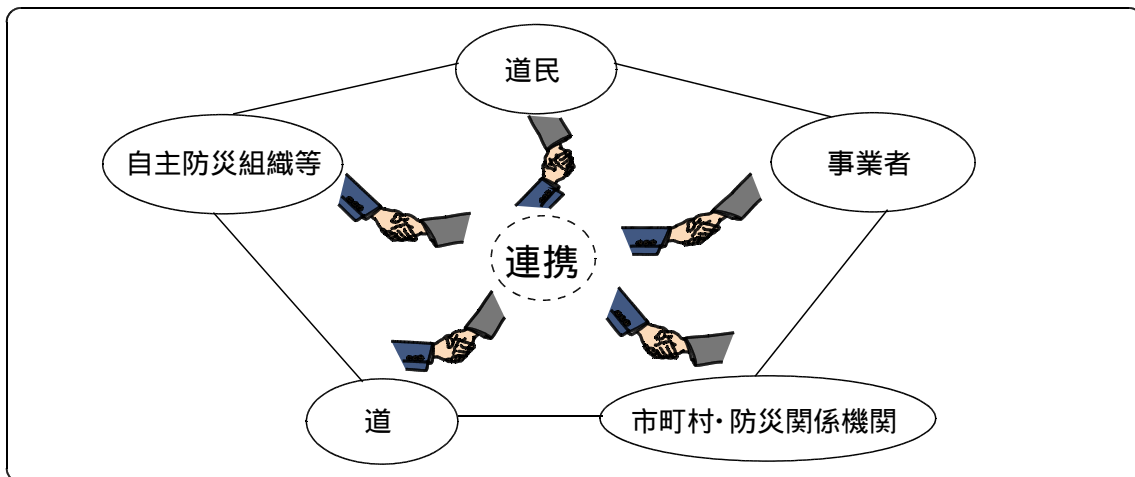
自助・・・道民が自らの安全を自らで守ること
共助・・・道民等が地域において互いに助け合うこと
公助・・・道、市町村及び防災関係機関が実施する対策



道民等、道、市町村、防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施

3 推進に向けた関係者の責務等（第1章：第4条から第8条）

条例の基本理念にのっとり、各主体が責務を果たし、連携して防災対策に取り組みます。



4 道民等による防災対策（第2章：第9条から第13条）

道民等は、次の防災対策に取り組みます。

・道民等

道民
自主防災組織等
事業者



- ・防災に関する意識の高揚等（第9条）
- ・物資の備蓄等（第10条）
- ・建築物等の倒壊の防止等（第11条）
- ・円滑な避難（第12条）
- ・防災ボランティアによる支援活動（第13条）

5 道の基本的な施策（第3章：第14条から第25条）

道は、次の3つの基本方針に基づき、防災対策を推進します。

【基本方針】

- (1) 協働による防災対策の推進
- (2) 災害への備えを中心とした災害に強い地域づくりの推進
- (3) 地域の特性に応じた防災対策の推進



防災対策の推進

6 条例の構成

第1章 (目的、定義、基本理念及び各主体の責務等を規定)

総 則	主な条項	内 容	自助・共助 公助	
	基本理念	・自助、共助、公助を担う各主体の適切な役割分担による協働により着実に実施		
	道民の責務	・自ら防災対策を実施、自主防災組織等の活動に参画		
	自主防災組織等の責務	・地域における防災対策を実施、防災対策に協力		
	事業者の責務	・自ら防災対策を実施、施設利用者等の安全確保、事業を継続する体制の整備		
道の責務	・防災対策を総合的に推進、道民等が行う防災対策の支援			
市町村との連携	・防災対策の推進に当たり市町村と緊密に連携するとともに支援を実施			

第2章 (道民、自主防災組織等及び事業者による自助・共助の取組を規定)

道民等による防災対策	主な条項	内 容
	防災に関する意識の高揚等	・防災に関する知識の習得及び家庭、職場等を通じた防災に関する意識の高揚に努める。
	物資の備蓄等	・災害時に必要とする水、食料、医薬品その他の物資を備蓄し、災害等に関する情報を収集できる機器を準備しておくよう努める。
	建築物等の倒壊の防止等	・災害による倒壊等を防ぐ措置、被害の拡大を防止するよう努める。
	円滑な避難	・自主的に避難し、避難勧告に速やかに応じて行動する。 ・災害等に関する情報の伝達、避難の誘導等を行うよう努める。
防災ボランティアによる支援活動	・被災地の状況に応じた支援活動を実施するよう努める。	

第3章 (基本方針を規定した上で、各基本方針に対応する道の施策及びその他の施策を規定)

道の基本的な施策	基本方針	主な条項	内 容
	協働による防災対策の推進	道民及び自主防災組織等との協働	・防災に関する知識を習得し、又は防災に関する意識の高揚を図るための機会を確保する。 ・専門的な防災ボランティア及び連絡調整を行う者を育成する。
		事業者との協働	・避難場所の提供、食料、医薬品等の生活物資の供給、輸送等において事業者と協働体制を整備する。
		協働による災害時要援護者への支援	・災害時要援護者への情報提供及び避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努める。 ・災害時要援護者の情報が適切に管理される環境づくりに努める。
	災害に強い地域づくりの推進	調査研究の推進	・調査研究を行うとともに、その成果を共有し、防災対策に反映するよう努める。
		防災に関する施設等の整備	・防災に関する施設及び設備について、計画的に整備を図る。
	地域の特性に応じた防災対策の推進	積雪寒冷期における防災対策の推進	・積雪又は融雪による災害への対策を推進するための体制の整備を図るとともに、積雪寒冷期における避難路及び避難場所の確保等の対策を進める。
		孤立地区対策の推進	・災害時における孤立地区に対する医療の確保、物資の輸送、情報の提供等の体制の整備を図る。
	その他	表彰	・特に功績があったと認められるものを表彰する。

7 施行年月日

平成21年4月1日